

和坂小学校区コミュニティーセンター施設使用細則

1. 目的 この細則は、和坂小コミセンの使用について定める。
2. 開放場所 原則として、運動場、室内体育館、活動室とする。
3. 開放時間

	(平日)	(土曜日)	(日曜日)
活動室	15:30~20:30	15:15~20:30	9:15~16:30
体育館	16:30~20:30	15:15~20:30	9:15~16:30
運動場	17:00~日没まで	15:15~日没まで	9:15~16:30

休館日 月曜日・祝祭日・年末年始(12/28~翌年1/4)

4. 資格 和坂小学校区内に在住もしくは勤務しており、営利、宗教活動、政治活動を目的とせず、地域コミュニティー活動として認められる団体、グループとする。

5. 学校・園行事の最優先

すべての団体・グループの使用日時が学校・園行事と重複するときは、学校・園行事が優先し、申し込みの日時の変更または取り消しをすることができる。

6. 使用順位 子ども会、他の団体・グループについては申し込み順とする。ただし使用者が重なった場合は、調整します。
7. 申し込み 使用日2か月前の月の初日から受け付ける。団体グループの責任者は、使用願いを事務局に提出し許可を得て使用するものとする。

8. 施設管理
- (1) 使用時の故意・過失による器具・備品の損傷については、使用団体・グループで弁償すること。
 - (2) 備品および設備は、許可なく使用しないこと。
 - (3) 使用後の清掃・戸締まり・火気の後始末等については、使用場所だけでなく、便所・窓・階段・フロア等十分注意すること。
 - (4) 利用者の安全については、利用団体で責任をもつこと。特に幼児の安全については、十分配慮すること。(原則として連れて来ない)
 - (5) 使用後のゴミ等は、利用者が持ち帰り処理すること。
 - (6) 使用マナーの悪い団体・グループ等は、次回より使用禁止することがある。
 - (7) 学校敷地内全面禁煙とする。
 - (8) 飲食は、原則として禁止する。

